

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、関市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和8年3月30日

岐阜県知事 江崎 禎英

市 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
関 市	令和8年 5月12日 (火)	午前10時から 午後2時30分まで	J Aめぐみの津保川支店 (中之保5500)	武 儀 上之保
	5月13日 (水)	午前10時から 正午まで	J Aめぐみの武芸川支店 (武芸川町小知野850-1)	武芸川町
	5月14日 (木)	午前10時から 正午まで	洞戸ふれあいセンター 西側屋外車庫 (洞戸市場294-5)	洞 戸 板 取
	5月18日 (月)	午前10時から 午後2時30分まで	中濃公設地方卸売市場 (若草通1-8)	市内全域
	5月19日 (火)	午前10時から 午後2時30分まで	中濃公設地方卸売市場 (若草通1-8)	市内全域
	5月20日 (水)	午前10時から 午後2時30分まで	中濃公設地方卸売市場 (若草通1-8)	市内全域